○総務省令第十二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日　　総務大臣　片山　善博

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第二号若しくは第四号」を「第二号、第四号若しくは第五号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十三号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の四の規定に基づき、特定無線局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日　　総務大臣　片山　善博

特定無線局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「最大運用数による運用における」を「運用（特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあっては、それらの局の最大運用数による運用）による」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　それらの局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十四号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日　　総務大臣　片山　善博

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の項中「第二十七条の十五第三項」を「第二十七条の十五第四項」に、「第三十八条の二の二第二項」を「第三十八条の二の二第三項」に改め、同表電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の項中「第六条の三」の下に「、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）」を加え、同表無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の項中「第二十四条の二第一項まで、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五」に改め、同表特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の項中「第六項」を「第五項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十五号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日　　総務大臣　片山　善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の二中「の各号のいずれか」を「のいずれかの工事又は変更」に、「無線設備の設置場所若しくは設置しようとする区域又は空中線電力」を「第三号又は第六号」に改め、同条第三号中「設置場所」の下に「又は無線設備を設置しようとする区域」を加える。

第三十八条第一項の表中「パーソナル無線、無線操縦発振器を使用する」及び「（簡易無線局の場合を除く。）」を削り、同条第三項中「（包括免許に係るものを除く。）」及び「し、包括免許に係る特定無線局にあっては、その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所と」を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。

第五十二条第一項中「登録証明機関、承認証明機関、指定講習機関」を「法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する」に、「センター及び」を「法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する」に、「に規定する呼出符号又は呼出名称の指定の申請書及び不服申立書」を「の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する異議申立書」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

別表第二号の二の二の表5の項中「9の項」の次に「及び10の項」を加え、同表9の項中「使用する無線局」の次に「（10の項に掲げる無線局を除く。）」を加え、同表に次のように加える。

10　包括免許に係る特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）	1　免許規則別表第五号の五第2の様式の電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項 2　免許規則別表第五号の五の二の様式の以下の欄に記載された事項 (1)　無線設備の設置場所の欄 (2)　適合表示無線設備の番号の欄

別表第二号の二の二の注2を次のように改める。

2　登録局については、表の規定にかかわらず、次に掲げる情報を提供する。

(1)　免許規則別表第五号の十の様式の周波数及び空中線電力の欄に記載された事項

(2)　免許規則別表第二号の五の様式の適合表示無線設備の番号の欄に記載された事項

(3)　免許規則別表第五号の十の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項（法第27条の29第1項の規定による登録を受けて開設する無線局にあっては、免許規則別表第五号の十一の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。